

米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する意見書

去る8月6日午後2時18分頃、米国原子力潜水艦ロサンゼルス級ルイヴィルが休養、補給、維持の目的のためホワイトビーチに入港し、復帰後3番目に長い7日23時間33分も停泊した後、8月14日の午後1時51分に出港した。原潜寄港は今年になって既に23回目になっており、立て続けに寄港している状況にある。

本市議会においては、平成20年7月に明らかになった原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れ事故や同年11月の原潜プロヴィデンスの通報なし寄港、またホワイトビーチへの原潜寄港が近年、とみに増加している状況は異常であるとして、その詳細な説明と原潜寄港に反対すること等を強く求め、これまで要請行動等を展開してきたところである。

しかしながら、寄港増の要因については「米軍の運用上の理由」として詳細な説明がないままに、今年になっても相変わらず原潜が寄港することは、市民や県民を不安に陥れる全くの住民軽視であり、日米両国政府の責任は重大である。

このことは、平成17年10月に「非核平和都市」を宣言したうるま市議会としても、引き続き国是である非核三原則を踏まえ、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第25条の日米合同委員会において、米国原子力軍艦の寄港に反対する旨の議題を取り上げ、同協定第27条を適用して、今後いかなる理由があるにせよ、すべての原子力軍艦を寄港させないよう確実に改定することを強く求めるものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産と生活環境を守る立場からホワイトビーチへの度重なる原潜の寄港に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. ホワイトビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと。
2. 米国原子力潜水艦の寄港については明確な説明責任を果たすこと。
3. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年8月26日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣
防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使
沖縄防衛局長 沖縄県知事 沖縄県議会議長